

# 武雄市教育系基盤システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）が現在提供している教育系システムにおける、ICTの積極的な活用、並びに情報活用能力の育成を図るため教育系基盤システムを再構築する事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

武雄市教育系基盤システム構築業務

### (2) 業務内容

別紙「武雄市教育系基盤システム構築業務仕様書」のとおりとする。

### (3) 契約方法

公募型プロポーザル方式により業者決定を行い、契約は別途入札予定の「武雄市教育系基盤システム賃貸借契約」とする。なお、当該業務における導入経費の支払方法は、検収・検品完了の翌月から72ヵ月（平成32年4月1日から平成38年3月31日まで）とする。また、当該業務に係る保守業務契約については、審査結果通知後に候補者と別途契約を行うものとする。

### (4) 履行期間

平成32年3月31日までに納品および、検収・検品を完了すること。

### (5) 提案上限額

1億7,600万円（税込み）

上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、本件の企画提案の規模を示すためのものである。提案上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

## 3. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

- (1) 物品・製造・業務委託の提供等についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
- (7) 過去5年以内に、1億円以上の情報ネットワークシステム構築事業の実績が3件以上あること。
- (8) ISO9001品質マネジメントシステムの認証を得ていること。
- (9) ISO14001環境マネジメントシステムの認証を得ていること。
- (10) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。
- (11) JIS Q 15001プライバシーマーク付与認定を受けていること。

#### 4. 参加手続きのスケジュール

- 公募開始 平成 31 年 3 月 20 日 (水)
- 参加表明書等の提出期限 平成 31 年 4 月 3 日 (水) 17 時まで
- 質問書受付 (質疑受付) 平成 31 年 3 月 20 日 (水) から 4 月 3 日 (水) まで
- 質問回答書の公表 (質疑回答) 平成 31 年 4 月 5 日 (金)
- 企画提案書類の提出期限 平成 31 年 4 月 12 日 (金) 17 時まで
- 企画提案プレゼンテーション 平成 31 年 4 月中旬
- 審査結果発表 平成 31 年 4 月中旬
- 業者決定 (仮契約) 平成 31 年 4 月中旬
- 構築期間 平成 31 年 5 月上旬から平成 32 年 3 月下旬まで
- 教育系基盤システム運用開始 平成 32 年 4 月 1 日 (水)
- 賃貸借契約締結 平成 32 年 4 月 1 日 (水)
- 賃貸借期間 平成 32 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日

#### 5. 参加手続き

##### (1) 実施要領等の配布

配布開始日	平成 31 年 3 月 20 日 (水) から
配布資料	①武雄市教育系基盤システム構築業務公募型プロポーザル実施要領 (本書) ②武雄市教育系基盤システム構築業務仕様書 ③武雄市教育系基盤システム構築業務システム基本仕様書 ④武雄市教育系基盤システム構築業務機器・作業等特記仕様書 ⑤質問書 (様式 1) ⑥参加表明書 (様式 2) ⑦主要事業実績表 (様式 3) ⑧秘密保持誓約書 (様式 4) ⑨企画提案書の提出について (様式 5)
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

##### (2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書 (様式 1) を提出するものとする。

受付期間	平成 31 年 3 月 20 日 (水) から平成 31 年 4 月 3 日 (水) 17 時まで
提出方法	電子メールにより、武雄市 学校教育課のメールアドレスまで送付すること。 メールアドレス gakkou@city.takeo.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、平成 31 年 4 月 5 日 (金) に武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」において公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

##### (3) 参加表明書等の受付

受付期間	平成 31 年 3 月 20 日 (水) から平成 31 年 4 月 3 日 (水) 17 時まで
提出先	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市 学校教育課

提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	①参加表明書(様式2) 事業者の概要がわかる会社概要等が記載されたパンフレット等を添付すること。 ②企業概要 企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ③市町村税完納証明書(写し可) 事業者の所在地の市町村税に、未納の額がないことを証明する書類 ④主要事業実績表(様式3) 過去5年以内に実施した情報システム構築業務のうち、主要な物3件について記載すること。 ⑤秘密保持誓約書(様式4) ※①～④の全ての書類を提出した事業者に対し、下記の資料を配布する。 ・既存教育系ネットワーク構成図 ・既存教育系システム機器配置図及び配線系統図

#### (4) 企画提案書類の提出

提出期限	平成31年4月12日(金)17時まで
提出先	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市学校教育課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	①企画提案書の提出について(様式5) ※代表者印を押印すること ②企画提案書 7部 ※表題「武雄市教育系基盤システム構築業務公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。 【企画提案書】 次の事項について記載すること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ(縦・横は自由。)で作成すること。図面等でA3サイズの資料を添付する場合はA4サイズに折り畳んで綴り込むこと。 ・仕様書に基づく企画提案及び情報システムとしての先進提案 ・事業の実施体制 ・コスト積算内訳 今回提案される内容に係る保守業務契約(別途締結)についても、選定の判断材料とするため、6年間分(毎月払い)の詳細を加えて提出すること。 ・事業実施のスケジュール

#### 6. 評価について

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングを経たうえで総合的に評価し、最も高い総合評価を得た事業者を優先交渉権者として選定する。

##### (1) 選定委員会

①選定を行う委員会は「武雄市教育系基盤システム構築業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。

②選定委員会は武雄市職員で構成する。

③選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」で公表する。

(2) 評価方法及び結果の通知

参加表明書の提出者を対象に、参加資格審査を経て、企画提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施し、その内容を総合的に評価する。

1 事業者あたりのプレゼンテーション及びヒアリングの時間はおおむね 40 分程度（プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 10 分）とする。

(3) 受託事業者の選定

選定委員会において、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

7. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

8. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

9. 問い合わせ先

武雄市 学校教育課

住所 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号 0954-23-8010 FAX 番号 0954-23-7585

E-mail gakkou@city.takeo.lg.jp